

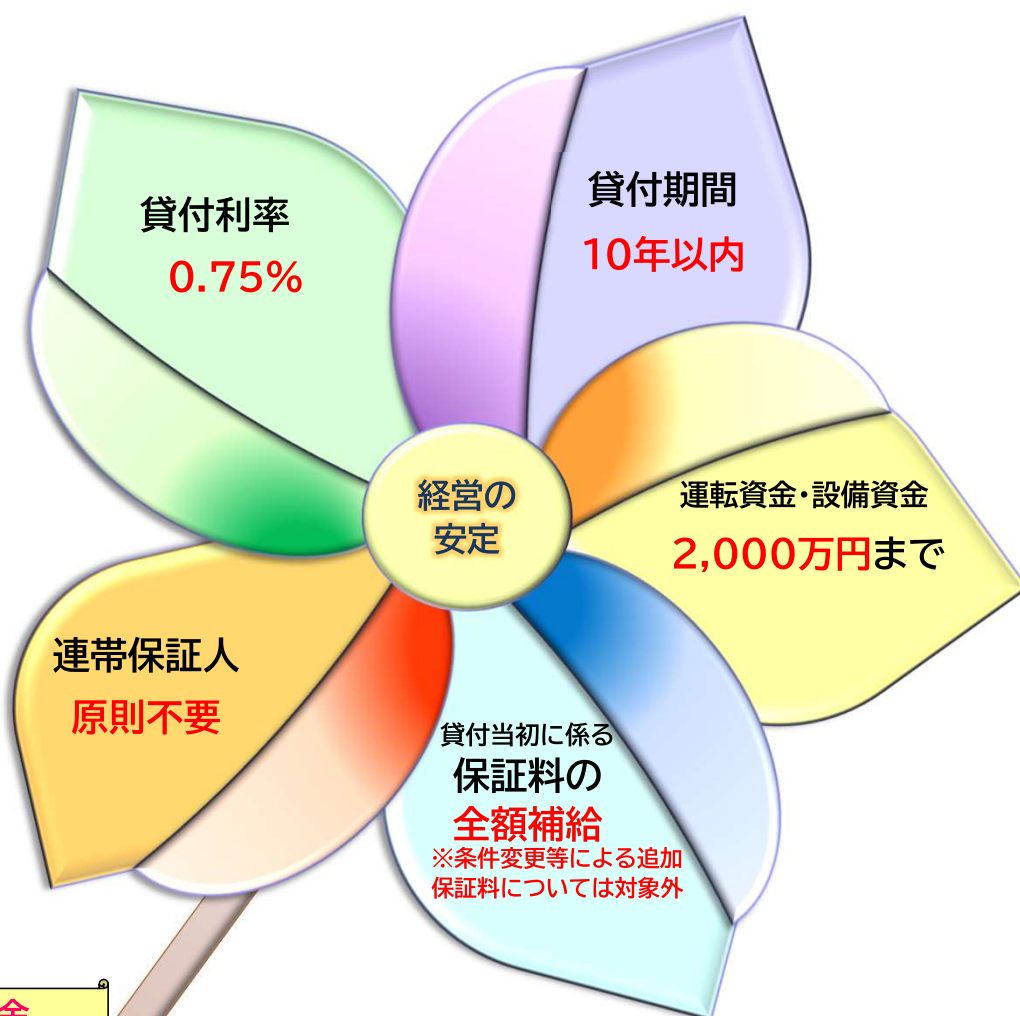
可児市小口融資制度

【申込人の資格要件】中小企業信用保険法第2条第3項第1号から6号に規定する

※可児市内で1年以上同一事業を営んでいる方が対象です。

【貸付限度額】1企業者につき2,000万円。

ただし、既存の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内。



運転資金

事業上の運転資金にご利用できます。
融資額は原則、過去1年間の販売高の2ヵ月分以内までご利用可能です。

簡易な設備資金

簡易な設備資金にご利用できます。融資額は、設備の見積金額以内で、原則過去1年間の販売高の50%以内までご利用可能です。

◆ 小口融資制度は、資格要件などにより信用保証料率の区分が異なります。

◆ 農林漁業・金融保険業・風俗営業飲食業・性風俗関連特殊営業・パチンコホール・易断所・興信所(身元調査等個人のプライバシーに関わる調査を行うもの)など、ご利用になれない業種や対象もあります。

◆ ご利用についての詳細はお尋ねください。

区 分	A 型(特別小口保険)	B 型(無担保保険)
資格要件	常時使用する従業員が20人以下の個人・法人(商業・サービス業は5人以下、ただしサービス業のうち宿泊業及び娯楽業は20人以下) 事業協同小組合 組合員(従業員)が20人以下の企業組合・協業組合 常時使用する従業員が20人以下の医業を主たる事業とする法人 特別小口保険が成立する保証以外の他の保証が無いこと	
		特別小口保険が成立する保証以外の他の保証がある場合
融資限度額	10万円単位で、最低10万円 最高2,000万円まで	
納税要件	申し込みの日以前1年間に納期の到来した市民税を完納していること 地方税法の規定で障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除により市民税額がなかった個人も可能です	
連帯保証人	保証人不要(法人代表者も保証人としません) 保証人不要(法人代表者も保証人としません)	
		保証人不要(法人代表者も保証人としません) ただし、法人市民税額が均等割額だけの法人は原則代表者が保証人となります
信用保証料率	年利 0.65% (貸付利率と合計して1.4%)	
		年利 0.50 0.70 0.90 1.10 1.35 1.60 1.80 2.00 2.20% の9段階のいずれか (貸付利率と合計して1.25%~2.95%)
貸付期間	120ヶ月(10年)以内	
返済方法	[1]一括返済 月単位として、6ヶ月以上12ヶ月までの7種類 [2]月賦返済 120ヶ月以内	
取扱金融機関	大垣共立銀行・十六銀行・岐阜信用金庫・東濃信用金庫・岐阜商工信用組合の市内各支店	
融資の申込み	信用保証委託申込書・小口融資斡旋申込書兼宣誓書・登記事項証明書(商業・法人登記)・納税証明書・決算書(写)・設備資金の場合は見積書等が必要です。	
保証料補給	貸付当初に係る保証料について全額を可児市が直接、岐阜県保証協会に支払います。 ※但し、条件変更等で追加の保証料が発生した場合は申込人の負担となります。	

《問合せ先》

可児市役所 商工振興課
又は当支店 融資担当者

TEL62-1111(代表)

《

》